

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 7 号
件 名	成熟した公園愛護会について
要 旨	<p>行政の中には、時代遅れになったもの、より良く改善できるものがあります。どのようなお金であっても、税金を財源とする以上、説明責任は交付する自治体にあります。公園水辺課の病みの深さは賛否両論あり、断片的な視点が定まっていません。</p> <p>公園水辺課には、各区建設課からの公園愛護会の解散届出数、残金、備品、施設等の資料が不存在です。相互信頼が全くありません。解散届については書類のみで、一番大切な残金、繰越金、備品、施設等のルールが不存在です。各区建設課より、制度の問題だとの声がたくさん出ていました（決算書、支出明細に不備があり、照合、点検できない）。</p> <p>所管課には、公園愛護会の役員が認めれば、公園愛護協力費の用途は自由に決めていただきたいという公文書があります。公園の半分以上が常緑樹や大木、ツツジなどでも、公園の実面積で公園愛護協力費が支出されています。役員会が認めれば、残金の分配や神社や各団体への寄附、個人で自由に使っても問題ないそうです。また、備品等の転売、無料譲渡や役員会のアルコール、飲食、温泉旅行、会議等も公園愛護会任せです。作業についても、業者に丸投げ（手数料をもらう）、高校生のアルバイト等、ルールが不存在です。</p> <p>5月に1回だけ草刈りをして、12月に写真とメモ紙を提出すると公園愛護協力費が支払われます。また、5月に1回だけごみ拾いをして、12月にメモ紙を提出しても公園愛護協力費が支払われるのです。条例、要綱、指針、規則等、何もありません。あるのは、各区建設課が理解できないメモ紙のみです。情報公開の条例さえ理解できないような所管課です。年間7,000万円の予算の事業で、決算書、支出明細が1枚もないのは不適切です。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和2年2月18日</p> <p>第1項 第2項</p> <p>} 環境建設常任委員会</p>
受 理	令和2年1月17日 第572号

コミュニティ協議会の道路、河川等の草刈りやごみ拾いは、新潟市地域活動補助金交付要綱で決算書、支出明細、写真等の提出が定められており、残金も返金します。同じ地域住民が作業しているのにおかしいです。住民から、道路、河川等の作業も、公園水辺課と同じルールになぜできないのかとの声が出ています。他県は、改善、改良が進んでいます。

新潟市は老衰した危機がありますが、今のままで見直しは必要ありません。地域住民は何も知りませんが、コミュニティ協議会の役員さんたちには、公園愛護会の運営が一番喜ばれています。市民目線だと思います。

については、公園愛護会について特段の御配慮を賜りたく、以下のとおり陳情いたします。

記

- 1 年間 7,000 万円の公園愛護協力費の使途は、今までどおり、公園愛護会に任せること。
- 2 公園愛護協力費は、今までどおり、決算書、支出明細を各団体等に求めないこと。